

丸森町における PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に
関する調査検討支援業務

報告書（概要版）

令和2年 3月

【目次】

第Ⅰ章 業務の目的	1
第Ⅱ章 事業結果	2
1. 丸森町における公共施設の効率的・効果的な民間運営に向けた 各種事業手法の検討及び整理	2
2. 優先的検討規程案の策定支援	
2. 1 丸森町における優先的検定期程策定の目的と PPP 導入の視点の整理	3
2. 2 PPP/PFI 手法優先的検討規程策定に向けた勉強会の開催	3
2. 3 丸森町における優先的検討規程策定にあたって 配慮すべき点の整理	4
2. 4 丸森町 PPP/PFI 手法優先的検討規程案の作成	7
3. 優先的検討規程案に基づいた運用支援	
3. 1 国民宿舎あぶくま荘の概要	7
3. 2 施設の課題の整理	8
3. 3 類似の民間導入事例の調査	8
3. 4 優先的検討規程に基づく運用支援	9
4. 優先的検討規程に対するプロジェクト群の支援	
4. 1 業務概要	11
4. 2 支援内容	12
5. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等の整理	14

第Ⅰ章 業務の目的

内閣府では、地方公共団体等による公共施設等の整備等にあたり、効率的かつ効果的に実施できる仕組みを構築することを推進している。この仕組みとして挙げられるのが、PPP/PFI手法の適用を従来の調達等の手法に優先して検討する規程である「優先的検討規程」の策定・運用であり、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月民間資金等活用事業推進会議決定）において枠組となる指針が定められている。

本業務は、支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成することを目的とするものである。

なお、本報告書（概要版）の構成は以下の通りである。

報告書（概要版）構成	支援対象
1. 丸森町における公共施設の効率的・効果的な民間運営に向けた各事業手法の検討および整理	宮城県丸森町
2. 優先的検討規程案の策定支援	宮城県丸森町
3. 優先的検討規程案に基づいた運用支援	国民宿舎あぶくま荘
4. 優先的検討規程に対するプロジェクト群の支援	丸森町所有の観光施設
5. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理	—

第Ⅱ章 事業結果

1. 丸森町における公共施設の効率的・効果的な民間運営に向けた各種事業手法の検討及び整理

- ・優先的検討規程の策定にあつては、人口 20 万人未満の自治体でも進みつつあるが、とりわけ人口規模がより小さい自治体にあつては、優先的検討規程策定の必要性の前に、PPP/PFI 手法の事業スキームや、導入によるメリット・デメリット等の基礎知識が不足しており、自治体担当者の基本的な理解が進んでいないことが挙げられる。そのため、PPP/PFI 手法優先的規程策定・運用の最初のステップである「担当者理解の深化」を図ることが求められる。
- ・本章では、PPP/PFI の基礎知識について整理するとともに、丸森町においていかなる施設が優先的検討規程の検討対象となるか等について、事業方式の整理や事例収集を行った。
- ・「丸森町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）」によると、丸森町が所有する主な施設として、行政施設（庁舎、まちづくりセンター等）、学校教育施設（小学校、中学校、給食センター）、文化施設、産業施設、社会教育施設、公営住宅、スポーツ施設、観光・レクリエーション施設、子育て支援施設、保健福祉施設、病院施設、浄水場及び排水処理施設等の約 100 施設がある。
- ・PPP/PFI 手法優先的検討規程にあつては、丸森町の総合計画や公共施設等総合管理計画等の上位計画における施設の整備等について、PPP/PFI 手法によって効率的効果的に進めていくための基本的な考えを示すもので、施設整備等に関する事業（ハード事業）を主な対象としつつも、既存施設の効率的な管理や利活用（ソフト事業）も対象として考えていくことが望ましい。
- ・ソフト事業を含め、広義での PPP 全体を検討対象としていくことが必要と考えることから、「公共施設等総合管理計画」と同様に丸森町が所有している全ての公共施設（建築物）を対象に、優先的検討規程に基づく検討を行う。
- ・また、公共施設等総合管理計画における既往施設のみならず、新規整備の案件についても、優先的検討規程の検討対象とする。近年、様々な分野で PPP/PFI 手法が活用されており、温浴施設や観光施設、レジャー施設といったものもその中に含まれる。
- ・令和元年度台風第 19 号において甚大な被害を受けた丸森町では、現在、「（仮称）丸森町復旧・復興計画」を策定している。「（仮称）丸森町復旧・復興計画」の中で、新たに事業案件として位置付けられる施設整備にあつても、優先的検討規程の検討対象として想定することが望ましい。

2. 優先的検討規程案の策定支援

丸森町における優先的検討規程の策定・運用の準備及び試行段階として、優先的検討規程案の作成支援を行った。

2. 1 丸森町における優先的検討規程策定の目的と PPP 導入の視点の整理

(1) 丸森町における優先的検討規程の目的

- ・公共施設等の老朽化、厳しい財政状況、並びに公共サービスを享受する住民の減少及び年齢構成の変化を踏まえた適切な公共サービスの維持が必要となる。
- ・そのような中、適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が求められ、事業を効率的かつ効果的に進めるために、従来手法に加えて、PFI などの民間事業者の資金やノウハウを積極的に活用することが必要となってきた。
- ・そのため、PFI 等の導入を検討する段階において、客観的な基準により従来手法との比較を行うことで、PFI 手法に限らず、あらゆる PPP/PFI 手法を踏まえた施設改修等への対応や導入対象事業の明確化を図ることができる。さらに、官民連携による事業の効率化や職員の意識の向上を図ることができることから、丸森町において優先的検討規程の導入を検討することとした。
- ・加えて、令和元年台風 19 号で甚大な被害を受けた丸森町では、丸森町復旧・復興基本方針を定め、その中で、次代につなぐ『より良い復興』の実現を目指している。その実現にあっては、町民一人ひとりが主体及び担い手となるとともに、民間企業や外部人材等との連携も必要となってくる。現在、丸森町復旧・復興計画を策定中であるが、その中でも官民連携の視点を加えるとともに、復旧・復興計画の実現の過程として、優先的検討規程が組み込まれるよう検討を行うものとする。

(2) 丸森町における PPP/PFI 手法導入の視点

- ①財政負担の軽減や平準化
- ②良質な公共サービスの提供
- ③民間が参入しやすい環境づくり及び地域経済の活性化の視点
- ④自治体職員の人出不足への対応
- ⑤公平性・透明性・競争性の確保

2. 2 PPP/PFI 手法優先的検討規程策定に向けた勉強会の開催

- ・丸森町で PPP/PFI 手法優先的検討規程策定を進めるにあって、関連する部署が PPP/PFI 事業の基礎を把握できていないこと、また、丸森町における PPP/PFI 事業の目指す方向性を共有するために、勉強会を開催した。
- ・今後も定期的に庁内で勉強会を開催するなど、PPP/PFI に関する知識、意識の共有

を図っていくことが望まれる。

- 開催日 令和元年9月25日
- 出席者 丸森町企画財政課、商工観光課
- 講師 ランドブレイン株式会社 公民連携チーム長 水嶋 啓

2. 3 丸森町における優先的検討規程策定にあつて配慮すべき点の整理

(1) 検討対象事業の検討

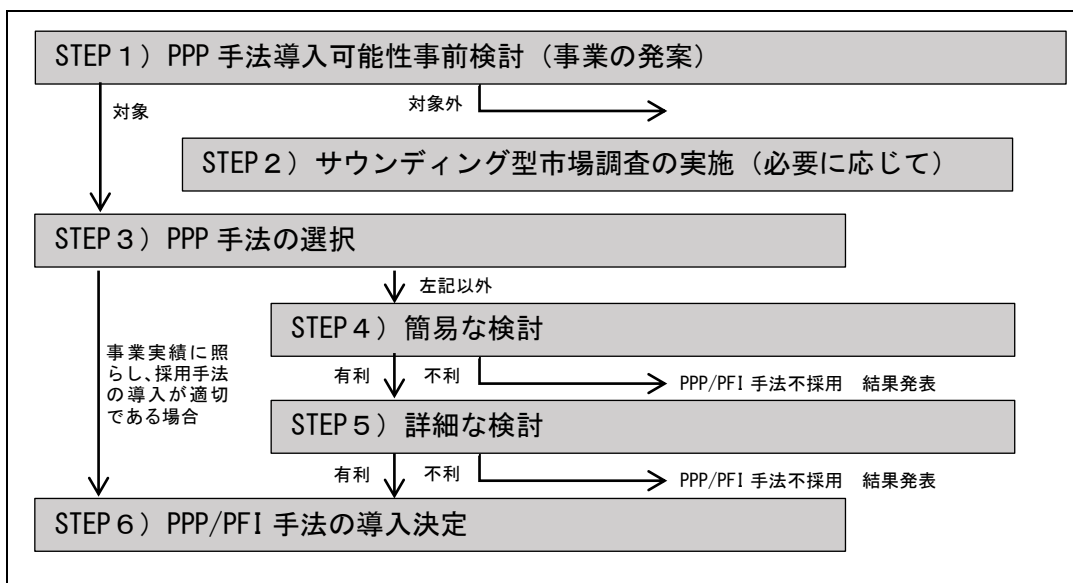
- ・内閣府「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」にある、一般的に優先的検討規程の対象事業とされる事業規模 10 億円を超えるような施設は、丸森町では数施設に限定される。
- ・他自治体における優先的検討規程での検討対象となる事業規模の設定事例によると、事業規模として、施設整備 1 億円か 10 億円まで幅があったり、具体的な金額を設定していない自治体もみられる。運営費についても年間 5 千万円から 1 億円までの幅があるとともに、具体的な金額を設定していない自治体もみられる。
- ・丸森町が所有する公共施設の事業規模から、同規模の更新に係る事業費を算出すると、事業費規模が 10 億円を超える公共施設は 8 件（全体の 8%）と限られるとともに、1 億円を超える公共施設は 80 件（全体の 77%）と大部分を占める。
- ・仮に、丸森町が所有する公共施設の半数を優先的検討規程の対象施設とすると、事業規模としては 2 億円以上という設定ができる。
- ・なお、実際に事業費基準を設定するにあつては、庁内関係事業課に対して、将来の事業計画・年間計画をヒアリングした上で、適切な金額を設定することが望ましい。
- ・また、想定される施設整備の事業費が 2 億円を超える 48 件について、建設年次別件数を見ると、下表のとおりとなる。最も多い年で 3 件であり、耐用年数に従って、優先的検討規程の対象となる施設数は年間多くても 3 件程度となることが予測される。
- ・維持管理費（ソフト事業）の面からの事業費基準を設定にあつては、丸森町では、平成 30 年度に観光施設の管理運営の検討調査を実施しており、その中で、1 つの施設として維持管理費が大きくないものであつても、民間活力導入可能性を検討し、民間事業者から様々な提案をいただいている。
- ・これら結果を踏まえ、ソフト事業については、一定金額以上という事業規模の設定をすることなく、町が所有するすべての施設の維持管理について、優先的検討規程を踏まえて、検討を行うことが望ましいと考えるが、施設整備を伴う場合と同様に、丸森町が所有する主な公共施設 104 施設の管理運営実態や将来の事業計画・年間計画について、庁内関係事業課にヒアリングをした上で、適切な金額を設定することが望ましい。

(2) PPP手法の導入検討フローの提示

- ・公共施設の整備（更新）・改修等を行う際の PPP/PFI 手法の導入検討のフローの整理を行った。

STEP	内容
STEP 1) PPP手法導入可能性事前検討 (事業の発案)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当課は、公共施設の整備（更新）、改修の基本構想、基本計画等の策定、もしくは公共施設等の管理運営等の見直しを発案する段階で、以下の PPP 手法導入可能性事前検討を、企画財政課と協議する。
STEP 2) サウンディング型市場調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サウンディング型市場調査とは、市場調査手法の1つである。事業担当課は、必要に応じて、事業案の作成前に、民間事業者への個別ヒアリングによって、アイデアや意見を把握し、事業案作成に活用する。
STEP 3) PPP手法の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・STEP 1、STEP 2 を踏まえ、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、当該事業の期間や特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP 手法を選択する。なお、唯一の手法を選択することが困難な場合は、複数の手法を選択できるものとする。
STEP 4) 簡易な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・上記までの検討を経て、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力活用の効果等が認められる公共施設整備事業を対象に、事業担当課が、簡易な検討を行い、採用手法の導入の評価を行う。 ・事業担当課は、上記の評価結果を「(仮称) PPP/PFI 導入検討プロジェクトチーム」に付議し、手法の検討をさらに進めるか否かの方針を決定する。
STEP 5) 詳細な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・STEP 4) 簡易な検討において、採用手法の導入に不適ないと評価された以外の公共施設整備事業を対象に、詳細な検討を行う。詳細な検討にあつては、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、採用手法の導入の適否を評価する。 ・事業担当課は、その結果を踏まえ、「(仮称) PPP/PFI 導入検討プロジェクトチーム」において、PPP 手法として実施するか否かを検討し、方針を決定する。
STEP 6) PPP/PFI 手法の導入決定	

■PPP手法の導入検討フロー



(3) 庁内検討・推進体制の構築

- ・他自治体の優先的検討規程の推進体制の事例研究を実施し、丸森町における優先的検討における庁内検討体制案として、以下の通り整理・提案を行った。

1) 事業担当課

- ・公共施設等の整備・運営を検討するにあたって、優先的検討を主体的に進める。

2) 企画政策課

- ・PPP/PIFの推進及び優先的検討規程の所管部署として、規程の整備・更新を行うとともに、事業担当部署が実施する優先的検討について、PPP/PIF手法に関する助言の提供や、フェーズ毎に検討が適切に進んでいるか確認する。

3) (仮称) PPP/PIF 導入検討プロジェクトチーム

- ・PPP/PIF導入を推進し、庁内における統一した調整・判断を「(仮称) PPP/PIF 導入検討プロジェクトチーム」が担い、事業担当課に対する予算的・人事的な検討や、PPP/PIF導入が相応しいか否か等の協議を行う。

(4) 民間事業者との積極的な対話・提案の促進

- ・民間事業者との積極的な対話・提案の促進するために、「サウンディング型市場調査」とPFI法に基づかない民間からの提案である「民間発案制度（PFI法に戻づく民間提案制度と区分）」を積極的に導入していくことの提案を行った。

(5) 地域経済活性化等に資するPPP/PIFの推進

- ・地域経済社会の活性化や社会的課題の解決につなげるためには、地域の民間事業者等の積極的な参画が必要であるが、内閣府の調査によると、PFI事業を実施した事業の多くで地域の民間事業者が参画しているものの、依然として発注者・受注者ともに地域企業の受注機会が減少するのではないかと懸念があるとの報告がある。

- ・そのため、地域の民間事業者等の積極的な参画を進める上で、地域経済活性化や社会的課題の解決に資する提案等に対して加点等が行われるなど十分な評価が行われるような評価システムを構築することが求められる。

(6) (仮称) 丸森町復旧・復興計画との連動

- ・令和元年度台風第 19 号で甚大な被害を受けた丸森町では、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の復旧・復興の方向性と具体の取組をまとめた「(仮称) 丸森町復旧・復興計画」の策定を進めている。そのため、災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業を除き、復旧・復興計画に位置付ける公共施設整備事業にあつては、優先的検討規程の検討対象として、PPP/PFI 手法の導入検討を行うことを、復旧・復興計画に位置付けることを提案した。

2. 4 丸森町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程案の作成

- ・上記を踏まえ、丸森町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程案の作成を行った。

3. 優先的検討規程案に基づいた運用支援

- 2. 優先的検討規程案の策定支援を通して、丸森町において検討した優先的検討規程案に基づき、国民宿舎あぶくま荘において運用支援を行った。

3. 1 国民宿舎あぶくま荘の概要

(1) 施設概要

事項	内容
所在地	宮城県伊具郡丸森町字不動 50-5
経営形態	丸森町観光物産振興公社に指定管理（平成 33 年 3 月 31 日まで）
開設時期	昭和 42 年（築 50 年）
施設概要等	敷地面積 16,450 m ² 建物面積 2,343 m ² 構造宿泊棟 RC 造地上 2 階地下 1 階（建築面積：916 m ² ） 新館木造平屋建（建築面積：994 m ² ） 山紫水明の湯 RC 造平屋建（建築面積：428 m ² ） 施設客室（バス・トイレ付）3 室、客室（トイレ付）3 室、 他客室 13 室、大浴場（露天風呂・サウナあり）、休憩所、 レストラン、大ホール（200 名）、小ホール（50 名）

(2) 施設の利用実態・経営状況の把握

① 利用者数の推移

- ・平成 23 年以降の国民宿舎あぶくま荘の利用者数の推移をみると、東日本大震災

により、前年比から落ち込みが見られたが、その後、回復傾向にあった。

- ・利用者数の内訳としては、風呂利用者数が最も多く、大震災後年間4万人を超える利用があったが、近年は4万人を下回っている。
- ・宿泊棟にあっては、大震災の直後は、復興作業員等の宿泊が見られ、平成26年には7千人近くまで増加した。その後、復興事業に落ち着きが見られたこと等から、6千人前後まで減少している。
- ・さらに、休憩利用者数が比較的多いことも挙げられる。当施設はホール機能を有しており、ホールを活用しての宴会利用、会議利用が多く見られる。

② 収益事業の状況

- ・平成29年度の国民宿舎あぶくま荘の売上の内訳をみると、最も割合が大きいのは宿泊等が59,058千円で45.2%を占めている、次いで、食堂利用（ホール等での宴会・食事等）の53,292千円が40.8%で、これら2事業で、収益の約86%と大部分を占める。

（3）事業化に向けた検討経緯

- ・施設全体にあっては、幾度かに渡る増改築を進めてきているが、宿泊棟にあっては、建設から約50年が経過し、老朽化が進んでいる。
- ・「丸森町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」では、宿泊棟において耐震基準を満たしていないため、今後改築を予定しているとしているとともに、「第五次丸森町総合計画（平成27年3月策定）」において、『国民宿舎あぶくま荘建替事業』を重点プロジェクトに位置付け、建替を前提に事業化推進を図ってきた。
- ・しかし、検討の過程にあって、町の財政規模に対して、建替にかかる事業費が膨大であること、施設の管理運営面においても合わせて見直しを行う必要性があることから、平成30年度に丸森町観光施設管理運営方法等調査を行い、民間活力の導入を視野に、現地調査、サウンディング型市場調査を実施してきたところである。

3. 2 施設の課題の整理

- ・現地調査の実施、運営者へのヒアリングを行い、施設の視点（老朽化、動線等）、モノづくり（飲食、お土産）の視点、サービスの視点、ソフト戦略の視点等から、施設運営上の課題の整理を行った。

3. 3 類似の民活導入事例の調査

- ・観光施設にあっては、PFI事業の導入実績が少なく、PFI事業化のイメージがつきにくいといった意見が町から挙げられたこともあり、類似事例からPFI事業の導入可能性を検討する上で参考となる事例の収集を行った。

3. 4 優先的検討規程案に基づく運用支援

(1) 導入可能性調査を踏まえた事業化の方向性の検討

- ・平成 30 年度に丸森町が実施した、民間事業者へのサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、今後の事業化の方向性について検討した。

ア) 施設の維持・整備について

- ・将来的な宿泊ニーズの見通しが図れない一方、丸森の観光振興を図る上では、町営の宿泊機能の当面の維持が必要とのことから、当面は、宿泊棟の耐震化やバリアフリー等の改修工事を進めることとする。
- ・将来的な建替えの時期や規模、内容については、運営者の募集を行い、決定後速やかに協議・検討に入る手続き（フロー）を整理しておく。

イ) 施設の機能について

- ・収益性と町民、観光客のニーズが高い飲食・温浴機能については、維持・拡大を図っていく。
- ・宿泊機能については、将来的には廃止を含めて規模やサービス内容について検討を行う。

ウ) 施設の運営管理について

- ・継続的な運営にあっては、指定管理料の削減や独立採算型での運営が望ましいと考え、宿泊施設の運営について経験、ノウハウを有する民間事業者による参画を含め、運営管理方法の変更を推進・検討していく。

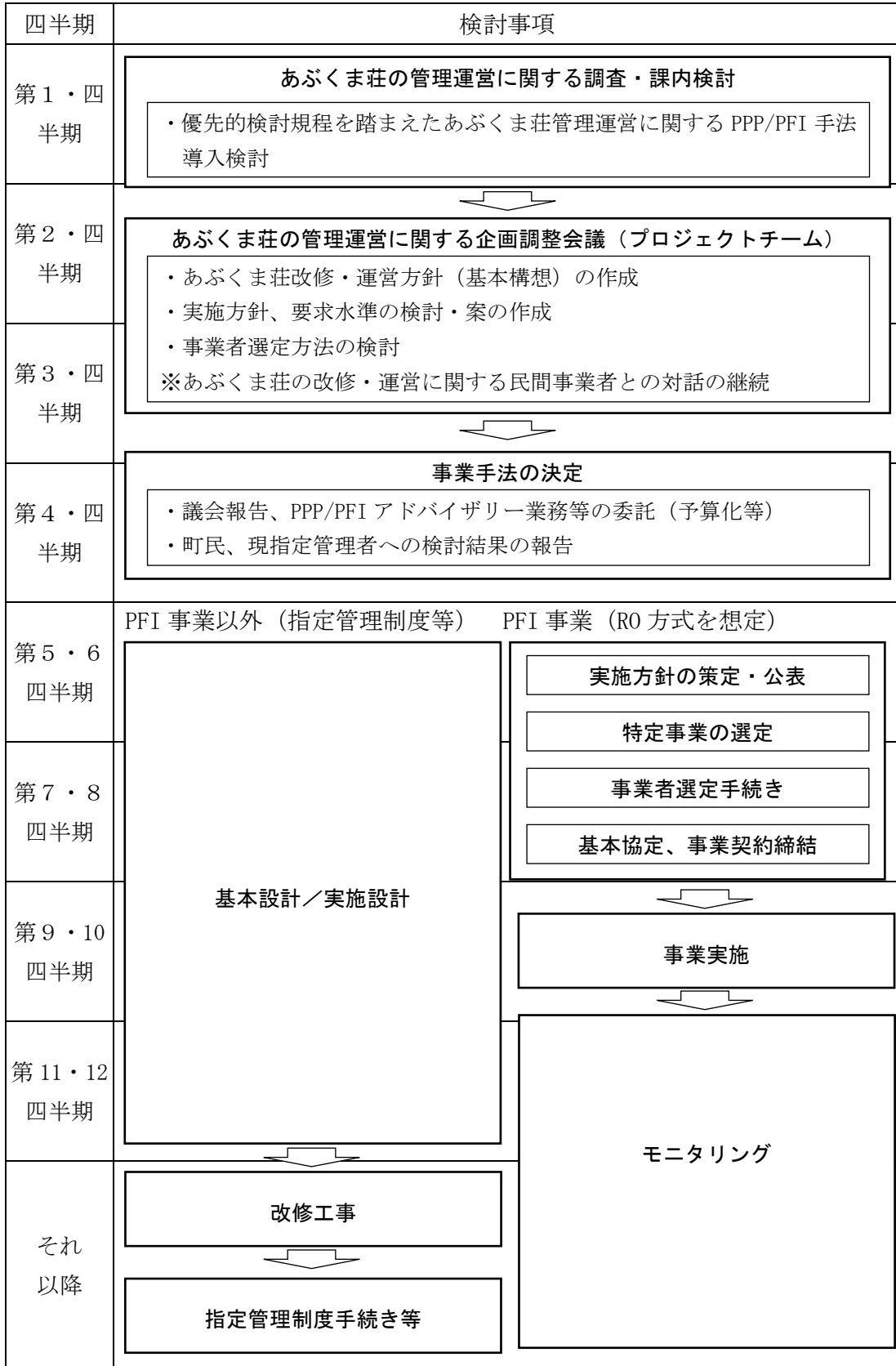
(3) 国民宿舎あぶくま荘の PFI 事業化に向けたフロー・スケジュールの整理

(2) 提案結果を踏まえた事業化の方向性の検討を踏まえ、今後国民宿舎あぶくま荘の事業化に向けたフロー・スケジュールについて、丸森町事業担当者とは検討・整理した結果を以下に整理する。

現時点では、事業手法が決定していないことから、PFI 事業で実施する場合（R0 方式を導入する場合）、PFI 事業以外で実施する場合（町で施設の改修を行い、指定管理者が運営する）に分けて、フロー・スケジュールを整理する。

なお、以下のフローは、現在の各観光施設の指定管理の期間である令和 3 年 3 月までの流れとして、整理していたものであるが、令和元年度台風第 19 号による丸森町全体の甚大な被害により、事業化のスケジュールの大幅な変更を余儀なくされた。そのため、丸森町で、プロジェクト群の事業化に向けた検討が再開される時期からのスケジュール（期間）を示したものとする。

■国民宿舎あぶくま荘のPFI事業化に向けたフロー・スケジュール



4. 優先的検討規程に対するプロジェクト群の支援 p

4. 1 業務概要

丸森町において、今後、優先的検討規程に則って PPP/PFI 案件化のための検討を進めようとするプロジェクト群に対して支援を行った。

■対象プロジェクト群

事業名	概要
丸森町観光施設管理運営事業（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> 丸森町商工観光課が所管する観光施設 9 施設（国民宿舎あぶくま荘を除く）にあつては、平成 14 年をピークに利用者数が減少傾向にある。東日本大震災が発生した平成 23 年は、利用者が大きく減少。以降、各観光施設の利用者数は回復傾向にあるが、観光施設全体でみると、震災以前の水準まで回復していない。 都市公園である百々石公園を除く 8 施設にあつては、非公募により指定管理者を指名し、一括又は個別に指定管理者が管理運営を行ってきたところであるが、施設の老朽化や利用者数の減少に伴う収入減といった経営面での課題、指定管理者の運営面での課題等が顕在化したことを受け、第五次丸森町総合計画（平成 27 年 3 月策定）において、観光交流施設等民間活力導入推進事業を位置付け、平成 30 年度に各観光施設にとっての最適な管理運営方法等についての検討を進めてきたところである。

【対象プロジェクト群一覧】

	施設名	施設の主な機能
1	屋外ホール	イベント施設
2	自然ゆうゆう館天水舎	飲食・土産物施設
3	不動尊公園キャンプ場	キャンプ場、バンガロー
4	蔵の郷土館齋理屋敷	見学・飲食・土産物施設
5	中心市街地活性化拠点施設（八雄館）	飲食・土産物施設・屋内ホール
6	観光土産館（やまゆり館）	観光案内施設
7	観光交流センター	休憩・土産物施設
8	百々石公園	公園
9	産業伝承館	飲食施設

4. 2 支援内容

(1) プロジェクト群の概況

①丸森町観光施設の利用者数の推移

- ・丸森町観光施設の利用者数の合計は、平成 14 年をピークに減少し、平成 23 年に発生した東日本大震災、並びに、福島第一原発事故による風評被害等により、利用者数の大幅な落ち込みが見られた。・震災以降は、利用者数は回復していたが、震災前の水準までは回復せず、さらに近年は、減少傾向がみられる。

【エリア別の観光施設利用者数の推移】

- ・丸森町の観光施設の立地は、不動尊エリア、不動尊エリア以外（まちなかエリア、羽出庭エリア）に分けられる。
- ・不動尊エリアと呼ばれる風光明媚なエリアは、対象プロジェクト群のうち、屋外ホール、自然ゆうゆう館天水舎、不動尊公園キャンプ場が立地し、いずれも国民宿舎あぶくま荘と近接している。
- ・不動尊エリアにおける観光施設の震災直前から現在までの利用者数の推移をみると、自然ゆうゆう館天水舎では、平成 23 年に大きく減少し、その後回復傾向にあったが、震災前（平成 22 年）の 7 割程度にしか回復していない。
- ・不動尊公園キャンプ場では、天水舎同様に、平成 23 年に大きく利用者数が減少したが、震災後回復傾向にあり、平成 29 年は震災前と同水準まで回復した。
- ・不動尊エリア以外の主な観光施設の震災直前から現在までの利用者数の推移をみると、阿武隈ライン舟下りの発着場所となっている観光交流センターは平成 23 年に利用者数が前年比の約 3 割と大きく減少し、その後、回復傾向にはあるものの、平成 29 年の利用者数は、平成 22 年の 6 割に達していない。
- ・齋理屋敷の利用者数は、平成 23 年に利用者数が前年比の半分以下と大きく減少し、その後回復傾向にある。平成 29 年の利用者数は、平成 22 年の 75%程度である。
- ・産業伝承館は、他の観光施設と場所が離れた羽出庭エリアに位置し、あぶくま急行あぶくま駅に隣接する。産業伝承館も平成 23 年に利用者数が 6 割程度と大きく減少しているが、その後、震災前の水準まで回復したものの、その後減少傾向にある。

②施設収入の内訳

- ・丸森町観光物産振興公社が指定管理を行う 8 つの観光施設（国民宿舎あぶくま荘を含み、屋外ホール、天水舎、不動尊公園キャンプ場、齋理屋敷、やまゆり館、交流センター産業伝承館）の平成 29 年度の施設利用収入の内訳をみると、施設利用料収入が全体の過半を占めている。次いで、売店等経営収入が全体の約 3 割を占めている。

(2) プロジェクト群の事業化に向けた方向性の整理

- ・プロジェクト群の概況把握及び平成 30 年に町が実施した観光施設のサウンディング

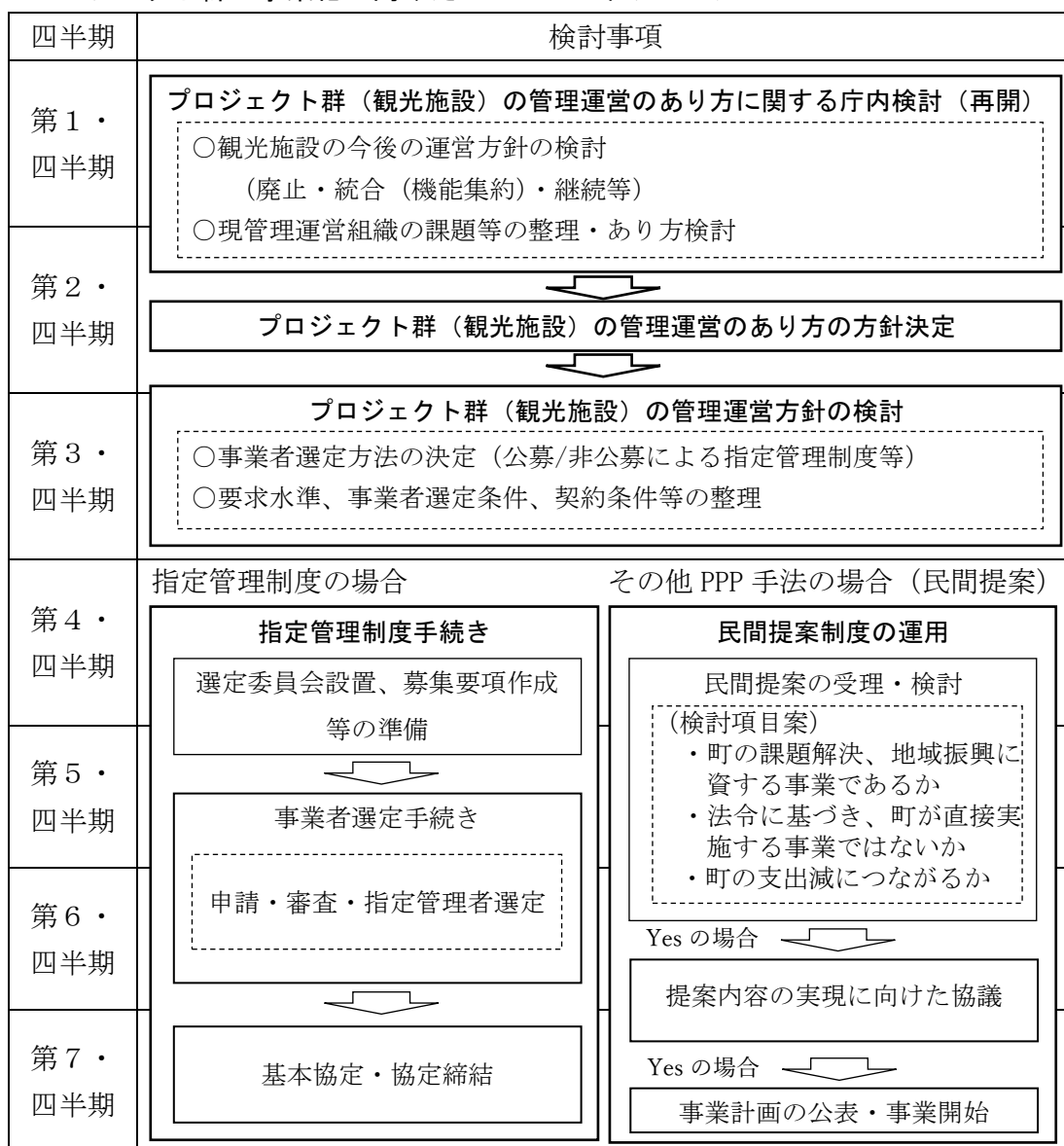
グ調査結果を踏まえ、プロジェクト群の事業化に向けた方向性の整理を行った。

(3) プロジェクト群の事業化に向けたフロー・スケジュールの整理

- ・(2)を踏まえ、今後プロジェクト群の事業化に向けたフロー・スケジュールについて、丸森町事業担当者と検討・整理した結果を以下に整理する。

(注)以下のフローは、現在の各観光施設の指定管理の期間である令和3年3月までの流れとして、整理していたものであるが、令和元年度台風第19号による丸森町全体の甚大な被害により、事業化のスケジュールの大幅な変更を余儀なくされた。そのため、丸森町で、プロジェクト群の事業化に向けた検討が再開される時期からのスケジュール(期間)を示したものとする。

■プロジェクト群の事業化に向けたフロー・スケジュール



5. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等の整理

支援対象団体、並びに類似人口規模の地方公共団体が、優先的検討規程を策定・運用するにあたり、必要な取組や留意点について、以下に整理する。

(1) 小規模自治体における検討対象の増加や民間発意制度の導入の必要性

- ・人口 20 万人未満の優先的検討規程を作成しているところは見られるものの、丸森町のように、人口規模が 1.5 万人程度以下の小規模自治体においては、対象となる公共施設数が少ないことや、事業規模などの基準面からも優先的検討規程を策定しても、該当する事業が少なく、運用に至らないケースが考えられる。
- ・しかし、指定管理者制度や、ソフト事業における民間提案に対する検討は、小規模自治体だからこそ活用していくことが望ましく、検討対象事業規模にあつて、運営費を定めないことや、民間事業者からの提案に対して、検討プロセスを公開しておくことで事業推進が期待できる。

(2) 小規模自治体連携、都道府県との連携によるノウハウの蓄積

- ・優先的検討規程を策定している小規模自治体であっても、事業費規模を 10 億円に設定しているなど、PPP/PFI の検討対象となる案件数が少ないことが多い。そのような場合、優先的検討規程を策定しても運用実績が少なく、ノウハウや知識の蓄積がなされず、事業を企画する事業担当部署への支援等も庁内体制では十分にできないことが想定される。
- ・そのため、小規模自治体であっても PFI 事業の実績を有する自治体や、同一都道府県内の類似自治体と連携して、他自治体のケースを踏まえた勉強会の開催、自治体間ネットワークを構築しておくことが望ましい。

(3) サウンディング型市場調査の適切な実施（人材育成）

- ・公共施設整備に関する導入可能性として、サウンディング型市場調査が行われるケースが小規模自治体であっても増加し、事業検討を行う上で市場性の有無や民間のアイデアを把握でき、有効な手段となっている。
- ・しかし、事前に庁内で検討すべき検討が十分でないままサウンディング型市場調査を行い、何を把握すべきか不明確のまま調査を実施してしまったり、民間事業者によるノウハウを活用しても、コストの削減や事業採算性が難しい事業にあつても、サウンディング型市場調査の俎上に載せてしまうケースも見られ、サウンディング型市場調査に参加する企業からも実現につながらない提案疲れといったことにつながり、このことが、PPP/PFI 推進の新たな障害ともなりうる。
- ・これら課題に対して、小規模自治体での優先的検討規程の運用に向けた知識・経験の蓄積など人材育成が必要であり、内閣府の専門家派遣制度や国交省の PPP サポーター制度の活用も有効な手段として考えられる。